

令和8年(フ)第52号

熊本県宇城市松橋町両仲間43番地
破産者 北園 慎一

- 1 決定年月日 令和8年6月2日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年(フ)第104号

熊本市中央区坪井1丁目6番21号 アズーロ
上通北303号室
破産者 渡邊まりあ

- 1 決定年月日 令和8年6月2日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年(フ)第106号

宮崎市高岡町浦之名342番地3
破産者 山元 和美

- 1 決定年月日 令和8年6月2日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和8年(フ)第112号

宮崎市生目台東3丁目20番地1 県営住宅9
棟34号
破産者 有馬久美子

- 1 決定年月日 令和8年6月2日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和8年(フ)第114号

宮崎市高岡町花見2782番地
破産者 黒木 芳照

- 1 決定年月日 令和8年6月2日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

更生計画認可

令和7年(ミ)第3号

大阪市中央区博労町四丁目2番15号
更生会社 中川企画建設株式会社

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件更生計画を認可する。
- 3 理由の要旨 管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。

4 更生計画の要旨

【凡例】

更生会社：更生会社中川企画建設株式会社
開始決定日：令和7年10月20日
管財人：更生会社管財人高木大地

優先的更生債権：一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権

一般更生債権：更生債権のうち優先的更生債権及び約定劣後更生債権（更生債権者と更生会社との間において、更生手続開始前に、更生会社について破産手続が開始されたとすれば当該破産手続におけるその配当の順位が破産法99条1項に規定する劣後的破産債権に後れる旨の合意がされた債権をいう。）を除いた債権

元本等更生債権：確定した一般更生債権のうち、元本並びに開始決定日の前日までの利息及び損害金の請求権

開始後利息等：開始決定日後の利息及び損害金

延滞金等：延滞金、延滞税及び利子税

第1章 更生計画立案までの経緯（省略）

第2章 業務及び財産の状況（省略）

第3章 更生計画案の基本方針と骨子（省略）

第4章 更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法

第1節 更生担保権

第1 不動産にかかる更生担保権

1 確定債権（省略）

2 権利の変更及び弁済方法

管財人は、別表9-1【担保目的物一覧表（不動産）】記載の不動産（以下「担保不動産」という。）のうち整理番号1乃至3について、株式会社青野コーポレーションに対し、売却価格、売却条件等について裁判所の許可を得た上で売却し、売買代金受領日又は更生担保権額が確定する日のいずれか遅い日から6か月以内に、確定更生担保権額（不動産）を一括で弁済する。但し、株式会社青野コーポレーションに対する売却が合意に至らない場合には、後記(1)の方法により売却し、売却代金受領日又は更生担保権額が確定する日のいずれか遅い日から6か月以内に、後記(2)の方法により弁済する。

また、担保不動産のうち整理番号4乃至12について後記(1)の方法により売却し、売却代金受領日又は更生担保権額が確定する日のいずれか遅い日から6か月以内に、後記(2)の方法により弁済する。

(1) 担保不動産の売却

ア 管財人は、裁判所の許可を得て担保不動産を売却する。

イ 管財人は、売却に先立って、当該不動産にかかる更生担保権者に対し、売却価格、売却条件、売却先等を通知して、その意見を聴取する。

ウ 上記イの通知を受けた更生担保権者が、通知受領日から2か月以内に当該通知にかかる条件と同一又はより更生会社に有利な条件で当該不動産を購入する旨を管財人に対して書面により通知したときは、管財人は原則として、更生担保権者又はその指定する者に裁判所の許可を得て当該不動産を売却する。

エ 更生担保権者が上記ウによる通知をしなかったときは、管財人は更生担保権者が管財人提示の条件で当該不動産を売却することを承諾したとみなすことができる。

オ 更生担保権者は、上記アまでの期間、自ら売却の努力をすることができ、管財人に対して、売却価格、売却条件、売却先等を通知して担保不動産の売却を求めることができる。

カ 管財人は、上記オの更生担保権者の申出を相当と認めるときは、裁判所の許可を得て、その申出にかかる売却先に当該不動産を売却する。

(2) 弁済額及び弁済方法

ア 管財人は、不動産売却代金（消費税を除く。以下同じ。）から下記の更生手続費用及び売主負担の諸費用等を控除した金額（以下「実質売却価格」という。）を算定する。

記

(ア) 売主負担の仲介手数料

(イ) 売主負担の測量費用

(ウ) 売主負担の契約書印紙代、領収書印紙代

(エ) 売主負担の登記手続費用

(オ) 前記各費用に対する売主負担の消費税相当額

(カ) 更生計画認可決定日から引渡完了日までの固定資産税、都市計画税等の公租公課

(キ) 担保不動産売却にあたり更生会社が負担することになる費用等の補填として、不動産売却代金の10%相当額

イ 実質売却価格が確定更生担保権額（不動産）を上回った場合、実質売却価格を更生担保権とみなして弁済する。

この場合、更生担保権者が有していた権利変更前の一般更生債権の確定債権額は、実質売却価格が確定更生担保権額（不動産）を上回った額と同額が更生計画認可決定時に遡って減額されたものとみなし、減額後の一般更生債権の確定債権額について、後記第3節の定めを適用する。

ウ 実質売却価格が確定更生担保権額（不動産）を下回った場合、実質売却価格を弁済する。担保不足額は、一般更生債権に準じて扱うものとし、他の確定一般更生債権と担保不足額を合算して、後記第3節の定めを適用する。

第2 リースにかかる更生担保権

1 シールドマシンリース

(1) 確定債権（省略）

(2) 権利の変更及び弁済方法

確定更生担保権額（シールドマシンリース）を、更生計画認可決定日又は更生担保権額が確定する日のいずれか遅い日から6か月を経過する日の属する月の末日までに一括して弁済する。

2 その他更生担保権

(1) 確定債権（省略）

(2) 権利の変更及び弁済方法

確定更生担保権額（その他リース、リース車両）を、更生計画認可決定日又は更生担保権額が確定する日のいずれか遅い日から6か月を経過する日の属する月の末日までに一括して弁済する。

第2節 優先的更生債権（租税等の請求権）

第1 届出債権額（省略）

第2 権利の変更

1 別表6【租税等の請求権納付計画表】記載の債権のうち、更生手続開始決定日の前日までの延滞金等及び更生手続開始決定日から1年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等については、徴収権者の同意を得て、その全額の免除を受ける。